

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第 54 号）（市会事務局総務課）

諸般の状況により、現在実施している市会議員の議員報酬の額の特例措置について、その期間を平成24年3月31日まで延長するとともに、平成23年4月1日以後の減額の割合を100分の10に改めることとしました。

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 54 号

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「平成21年4月1日から平成23年3月31日まで」を「平成23年4月1日から平成24年3月31日まで」に、「100分の5」を「100分の10」に改める。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例中第2条の改正規定は平成23年4月1日から、附則第2項の改正規定は公布の日から施行する。

(市会事務局総務課)